

令和 8 年 3 月 11 日

静岡県交通基盤部長  
高 梨 記 成 様  
静岡県くらし・環境部長  
縣 茂 樹 様

静岡県砕石業協同組合  
理事長 立岩 康男

一般社団法人 静岡県解体工事業協会  
理事長 海野 幸男

静岡県産業廃棄物処理協同組合  
理事長 梅原 義隆

## 鉄鋼スラグの取扱いに係る要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

静岡県当局の皆様には、平素より、本県の社会資本整備並びに県民の安全・安心な暮らしの確保に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

また、関係団体の活動にも格別の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

### <今回の要望の背景>

鉄鋼スラグは、製鉄所における鉄鋼製造工程で生まれる副産物で、かつては産業廃棄物として扱われていましたが、近年は建設資材として商品化され、様々な用途での活用が図られています。

そうした流れのもと、鉄鋼メーカー2社（JFEスチール㈱及び日本製鉄㈱）は、このたび、鉄鋼スラグ単体（100%鉄鋼スラグ）の製品である「クラッシュラン鉄鋼スラグCS-40」（JIS規格 A5015準拠）について、静岡県道路用砕石の下層路盤材として使用承諾を取得すべく、申請に取り組まれていると伺っております。

### <本県の現況>

県内の一部の砕石事業者では、現在も鉄鋼スラグを取り入れています。その使われ方は、再生砕石（再生下層路盤材等）の原材料の一部など、限定的です。なお、砕石事業者が有する高い技術力と豊かな経験に基づき製造される関係製品は、高品質で信頼を得ています。

また、本県の建設事業全般に目を向けると、公共事業のボリューム縮小によって砕石やアスファルト合材等の建設資材出荷量が減少するとともに、近年の解体工事増加や建設発生土活用の影響で再生砕石等の原材料となる“がれき類”が大量に在庫化するなど、建設業関係事業者は大変厳しい経営環境にさらされています。

なお、関係団体では、これまでも要望活動を行っております。

- ・R7.6.4付「再生砕石の利用促進に関する要望書」  
（（一社）静岡県解体工事業協会、（公社）静岡県産業廃棄物協会）
- ・R7.7.15付「要望書 災害に強い社会基盤構築に向けた予算措置等について」  
（静岡県道路舗装協会、静岡県アスファルト合材協会、静岡県砕石業協同組合）

### <要望>

つきましては、鉄鋼スラグ単体（100%鉄鋼スラグ）に係る静岡県の道路用砕石としての承認可否の如何に関わらず、静岡県が発注する工事においては、県産品の建設資材（骨材、砕石、再生砕石等）の使用徹底を最優先に取り組みられるよう要望いたしますので、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### <要望についての説明>

仮に、鉄鋼スラグ単体（100%鉄鋼スラグ）が道路用砕石として承認されますと、これまでの再生砕石（再生下層路盤材等）の原材料の一部としての限定的使用とは異なり、鉄鋼スラグ単体（100%鉄鋼スラグ）が、そのまま工事に大量投入されると共に、県の承認というお墨付きを得ることで、公共事業のみならず民間工事でも鉄鋼スラグ利用拡大につながるなど、これまでとは異なる新しいステージに入ることになります。

なお、県内には鉄鋼スラグを製造、出荷する製鉄所の立地はなく、本県にとって雇用や税収等の恩恵もありません。他県で生産される鉄鋼スラグの進出は、県内産の建設資材（新材砕石や“がれき類”などから製造される再生砕石等）の一層の需要低下や地場企業の経営悪化を招き、地域経済の安定や成長を阻害することになります。

そこで、静岡県が発注する工事においては、県産品の建設資材（骨材、砕石、再生砕石等）の使用徹底を最優先に取り組みられるよう要望いたします。

（参考…注：県産品の使用徹底に係る検討例）

なお、鉄鋼スラグは、製鉄製造工程で生まれる副産物で、アルカリ性、重い比重、磁力、水硬性など、自然由来とは異なる特性を有しております。

今後、仮に鉄鋼スラグを道路用砕石として承認された場合も、鉄鋼スラグ単体（100%鉄鋼スラグ）の活用は、採石資源の枯渇地域や採石場からの遠隔地で他に代替策がない場合等に限定されるようお願いいたします。

### <注：県産品の使用徹底に係る検討例>

#### 検討例1：土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部監修）への追記

工事受注者が、県産品の骨材、砕石、再生砕石の使用徹底を、さらに強く認識するために、「土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部監修）」共通編「1-1-47 県産品の使用」について「1-1-47 県産品の使用 1.受注者は、…ならない。なお、県産品とは…を除く建築資材等」に続き「（県内で発生した骨材、砕石や再生砕石を含む）」を追記することを検討願います。

#### 検討例2：静岡県リサイクル認定製品の一層の活用

本県は、静岡県リサイクル認定製品（くらし・環境部廃棄物リサイクル課所管）があるものの、認定数は100に満たず、必ずしも普及が進んでいない状況です。

一方、愛知県の同様な制度である「あいくる」（愛知県リサイクル資材評価制度）は、認定資材が公共事業等で積極的に活用されることから、認定数が1,300を超えると共に地元企業の育成支援にもつながるなど、好循環な制度となっています。

静岡県において、県内で製造・加工された再生資源の積極的な活用のため、愛知県等を参考に、静岡県リサイクル認定製品の公共工事等での利用促進など、一層の活用方策について検討願います。